

令和7年9月1日  
財務部経理課

## 少額随意契約の基準額の引上げについて

### 1 経緯等

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月1日付で「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）以下、「施行令」という。」が改正され、少額随意契約の基準額（上限額）が引き上げられた。

区では、「世田谷区契約事務規則（以下、「規則」という。）」第38条の2において、随意契約によることができる範囲を施行令と同額で定め、同規則別表によって所管課長等に委任できる契約金額を定めている。

令和7年5月21日の企画総務常任委員会報告後、所管課長等に委任できる金額をどこまで引上げるかについて、庁内関係所管部の意見や関係団体への周知、他自治体の動向等を参考にしながら検討してきた。この度、下記の通り改正案をとりまとめたので報告する。

### 2 基準額の引上げ内容について

契約の種類に応じて、下記の通り基準額を引き上げる。

契約の種類	規則第38条の2 (少額随意契約の基準額)		規則別表 (所管課長等の権限)	
	【現行】	【改正案】	【現行】	【改正案】
工事又は製造の請負 (例：道路維持や植栽工事)	130万円	200万円	土木・造園部署のみ 工事請負契約 50万円	土木・造園部署のみ 工事請負契約 <b>200万円</b>
財産の買入れ (例：事務用品の購入)	80万円	150万円	50万円 (総合支所長は80万円)	一律 <b>100万円</b>
物件の借入れ (例：複合機の賃貸借)	40万円	80万円	50万円	<b>80万円</b>
財産の売払い (例：清掃車両の売却)	30万円	50万円	無	無
物件の貸付け (例：備品の貸付け)	30万円	改正なし	無	無
その他（委託契約等） (例：機器の保守点検、印刷、 清掃、乳幼児家庭訪問、青少年 地区委員会事業 等)	50万円	100万円	50万円	<b>100万円</b>

### 3 令和6年度実績に基づく影響件数の試算

新たな基準額を適用した場合、令和6年度の契約実績で試算すると以下の件数が少額随意契約に移行することとなる。

契約の種類	影響件数	契約の種類別の移行割合
工事又は製造の請負 (土木・造園工事のみ)	14件	約16%
財産の買入れ	42件	約15%
物件の借入れ	5件	約7%
その他(委託契約等)	389件	約16%

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和7年9月 規則の改正  
改正後、庁内・関係団体への周知  
令和8年4月 施行(新たな少額随意契約の基準額の適用)